



法テラス 迷うあなたの 道しるべ

目次

- はじめに … 表面
- 法テラスの犯罪被害者支援業務 … 表面
- 法テラスが実施・関与する犯罪被害者支援 … 裏面

はじめに

平素より、法テラスの犯罪被害者支援業務につきまして、格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

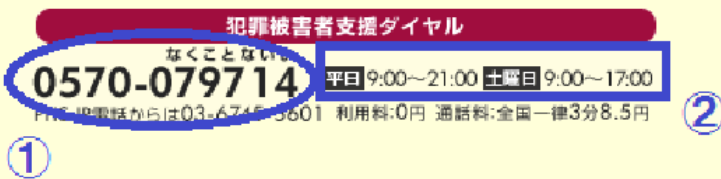
当センターでは、犯罪被害者支援に携わる関係機関・団体の皆さまの意見を聴取する機会を設けており、毎年1月頃に、法テラスの業務に関するアンケートの回答をお願いしております。昨年度も多くのご関係機関・団体の皆さまからご回答を頂戴いたしました。遅くなりましたが、アンケート結果のご報告とあわせて、皆さまに、まだご存じいただけていないもの(特に裏面掲載の被害者参加人のための制度)を中心に、業務の説明をお届けいたします。

法テラスの犯罪被害者支援業務 ～アンケート結果を踏まえて～

■ 法テラスの犯罪被害者支援ダイヤルとは？

犯罪被害者支援ダイヤルについては、多くの皆さまに認知いただいておりますが、簡単に特徴を紹介いたします。

[法テラスホームページより]



① 専門ダイヤルを設置 (アンケート認知度90%、(専門オペレーターの配置について認知度76%))

法的トラブル全般の受付ダイヤル0570-078374(おなやみなし)とは別に、犯罪被害者支援の知識や経験を有する専門オペレーターが直接案内を行う、犯罪被害者支援ダイヤル0570-079714(なくことないよ)を設置しています。

② 平日夜間(21時まで)及び土曜日(17時まで)も業務を実施 (アンケート認知度76%)

③ 電子メールによる問合せも可能 (アンケート認知度61%)

当センターホームページのトップページに問合せフォームへのリンクがあります。メール送信方法は、法的トラブル全般の受付と共通ですが、受付後は専門オペレーターが、ご回答いたします。

■ 犯罪被害者支援ダイヤルご利用の流れ

STEP1 犯罪被害者支援に関する法制度や相談窓口の案内

犯罪被害者支援ダイヤルでは、①刑事手続の流れや各種支援制度等の紹介や、②各機関・団体で行っている支援内容や利用方法等の案内を行っています。(①について認知度80%、②について認知度71%)



弁護士の紹介は、奈良地方事務所で行いますので、犯罪被害者の方にできるだけ負担をおかけしないよう、犯罪被害者支援ダイヤルで伺った内容を引き継ぎます。(認知度71%)

STEP2 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介

個々の状況に応じて、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を無料で紹介しています。(認知度85%)

紹介後は、原則として弁護士費用は有料となりますが、犯罪被害者の経済状況等に応じて、法テラスが実施している(関わっている)援助制度を利用することができます。(認知度76%)



■ 法テラスが実施・関与する犯罪被害者支援

弁護士費用に掛かる援助制度としては、

1. **民事法律扶助制度** (損害賠償命令の申立てや損害賠償請求訴訟などの民事裁判等手続)
※今年度より代理援助(弁護士費用立替)の利用の際に、カウンセラー同席費用の立替も可能となりました。
(カウンセラー費用単独の立替はできません。)
 2. **日弁連委託法律援助制度**(被害届の提出や告訴、事情聴取の同行などの刑事裁判等手続)
- がありますが、法テラスではこの他にも被害者支援に関わる業務を行っています。

1. 刑事裁判に参加する「被害者参加人」のための国選弁護制度 (認知度約45%)

はじめに…被害者参加制度とは

一定の犯罪の被害者などが、裁判所の決定により、公判期日に出席し、被告人に対する質問を行うなど、刑事裁判に直接参加できる制度です。(被害者参加の申出は、検察官を通じて裁判所に対して行います。)

被害者参加人になるとできること

①公判期日に出席すること、②検察官の権限行使に関し、意見を述べ、説明を受けること、③証人に尋問をすること、④被告人に質問すること、⑤事実関係や法律の適用について意見を陳述すること

被害者参加人を援助するための国選弁護制度

被害者参加人は、刑事裁判に参加するにあたり、弁護士に上の①～⑤の行為を弁護士に委託することができます。経済的に余裕のない被害者参加人の方も、弁護士による援助を受けていただけるようにするために国選弁護制度が設けられています。(裁判所が国選被害者参加弁護士を選定し、国がその費用を負担します。)

【国選被害者参加弁護士の選定を請求するための条件】

被害者参加人の資力(現金、預金などの流動資産の合計額)から犯罪行為を原因として6か月以内に支出することとなると認められる費用の額(治療費など)を差し引いた額が200万円未満である場合です。(条件について平成25年12月改正)

請求は、**法テラスを経由**して、裁判所に行います。

国選被害者参加弁護士の候補の指名も、被害者参加人の意見を聴いて、法テラスが行っております。

法テラスで「犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介」を受け、**相談された弁護士を希望することも可能です。**
(法テラスは、相談された弁護士が受任される場合、その弁護士を指名します。)

平成25年12月からの新しい制度です。

2. 被害者参加人旅費等支給制度 (認知度42%)

はじめに…被害者参加旅費等支給制度とは

被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席された方に、国がその旅費等を支給する制度です。
(被害者参加人全てが対象となりますので、国選被害者参加弁護士制度のように資力条件はありません。)



支給の対象

旅費(交通費)及び日当が支払われます。出席する裁判所が遠方などの理由で宿泊しなければならない方は、宿泊料も支払われます。旅費等は原則として「もっとも経済的な(安価な)経路・交通手段」で計算されますので、実際にかかった交通費等と一致しないことがあります。

請求方法と支払方法

裁判所から被害者参加人に送付される請求書に必要事項を記載して、必要な資料を添えて、出席した裁判所に提出していただきます。提出された請求書は裁判所から法テラスに送付され、法テラスが旅費等の算定、支払事務を行います。

法テラス奈良の最新情報はホームページで！ <http://www.houterasu.or.jp/nara>

法テラス犯罪被害者支援

犯罪の被害にあい、つらく苦しい思いをされていませんか。そんなときは、法テラスにお問い合わせください。

犯罪被害者支援ダイヤル

なくともないよ

0570-079714 平日 9:00～21:00 土曜日 9:00～17:00

PHS・IP電話からは03-6745-5601 利用料:0円 通話料:全国一律3分8.5円



法テラス奈良

営業時間：月～金(9時～17時)

〒630-8241 奈良市高天町38-3 近鉄高天ビル6階
TEL 050-3383-5450/FAX 0742-24-3213

編集・発行 日本司法支援センター 奈良地方事務所(法テラス奈良)